

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

定款変更

NPO 法改正に対応するため以下の定款変更を提案いたします。

| ◇改定（案） | ◇現行 |
|--|---|
| 定款 第 10 章（公告）第 51 条 この法人の公告は、神奈川新聞に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う。 | 定款 第 10 章（公告）第 51 条 この法人の公告は、神奈川新聞に掲載して行う。 |

| |
|---|
| ◇改正の理由 NPO 法改正に対応するため。 2016 年 6 月 1 日に NPO 法の改正が公布され、以下の理由によって定款の変更が必要となった。 <ul style="list-style-type: none">・ NPO 法改正により、貸借対照表の公告が義務付けられたこと。・ 施行は公布から 2 年 6 か月以内（2018 年 11 月まで）。・ 定款の変更は総会の決定事案のため、今回の総会で決定する必要があること。・ 公告の方法は「官報に掲載」「日刊新聞に掲載」「電子公告（内閣府ポータルサイト含む）」「公衆の見やすい場所に掲示」から選択・ 現在の定款のままだと毎年「日刊新聞（神奈川新聞）」に貸借対照表の公告を出さねばならなくなる（有料）ため、電子公告を選択する。 |
|---|